

平成26年6月9日

平成26年第2回神奈川県議会定例会

ヘルスケア・ニューフロンティア
政策調査特別委員会資料

目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進体制について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 国際戦略の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進体制について

(1) 目的

「最先端医療・最新技術の追求」と「未病を治す」という2つのアプローチを融合することにより、健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指す「ヘルスケア・ニューフロンティア」の取組みをさらに加速させるため、関連する政策を統括する新たな推進体制を整備した。

(2) 推進組織

ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みは多岐にわたっており、未成熟かつ国際的な課題も多いことから、臨機応変に対応できる柔軟な体制を臨時的に構築することとした。

このため、平成26年4月1日付けで、ヘルスケア・ニューフロンティアを担当する理事を置くとともに、神奈川県行政組織規則に基づく特別な機関として、ヘルスケア・ニューフロンティア推進局（以下「推進局」という。）を設置した。

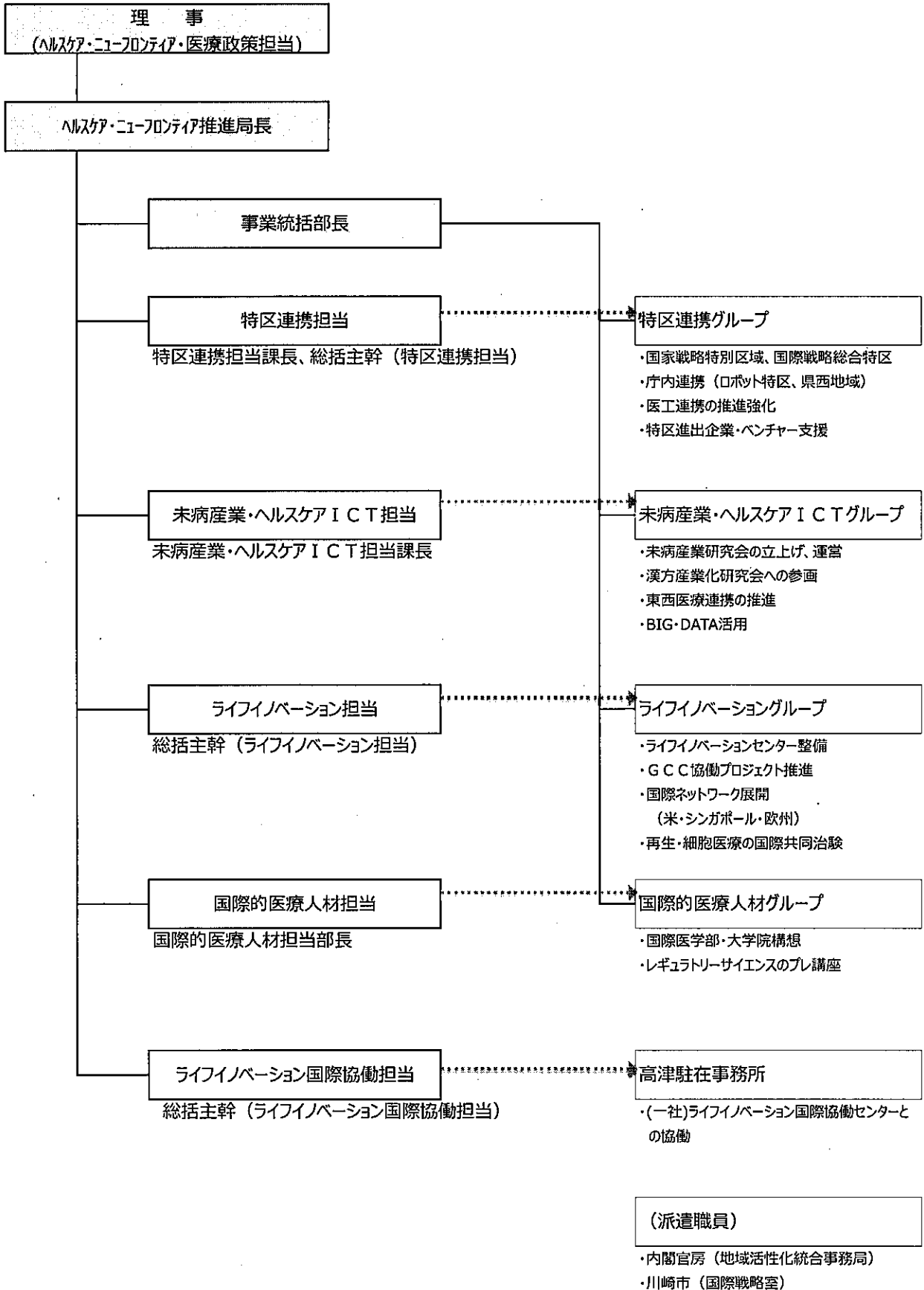
推進局は、現行の本庁機関とは異なり、課を置かず、スタッフ職を複数配置したフラットで柔軟な組織で、職員数は、国及び川崎市派遣を含み33人。

(3) 分掌事務

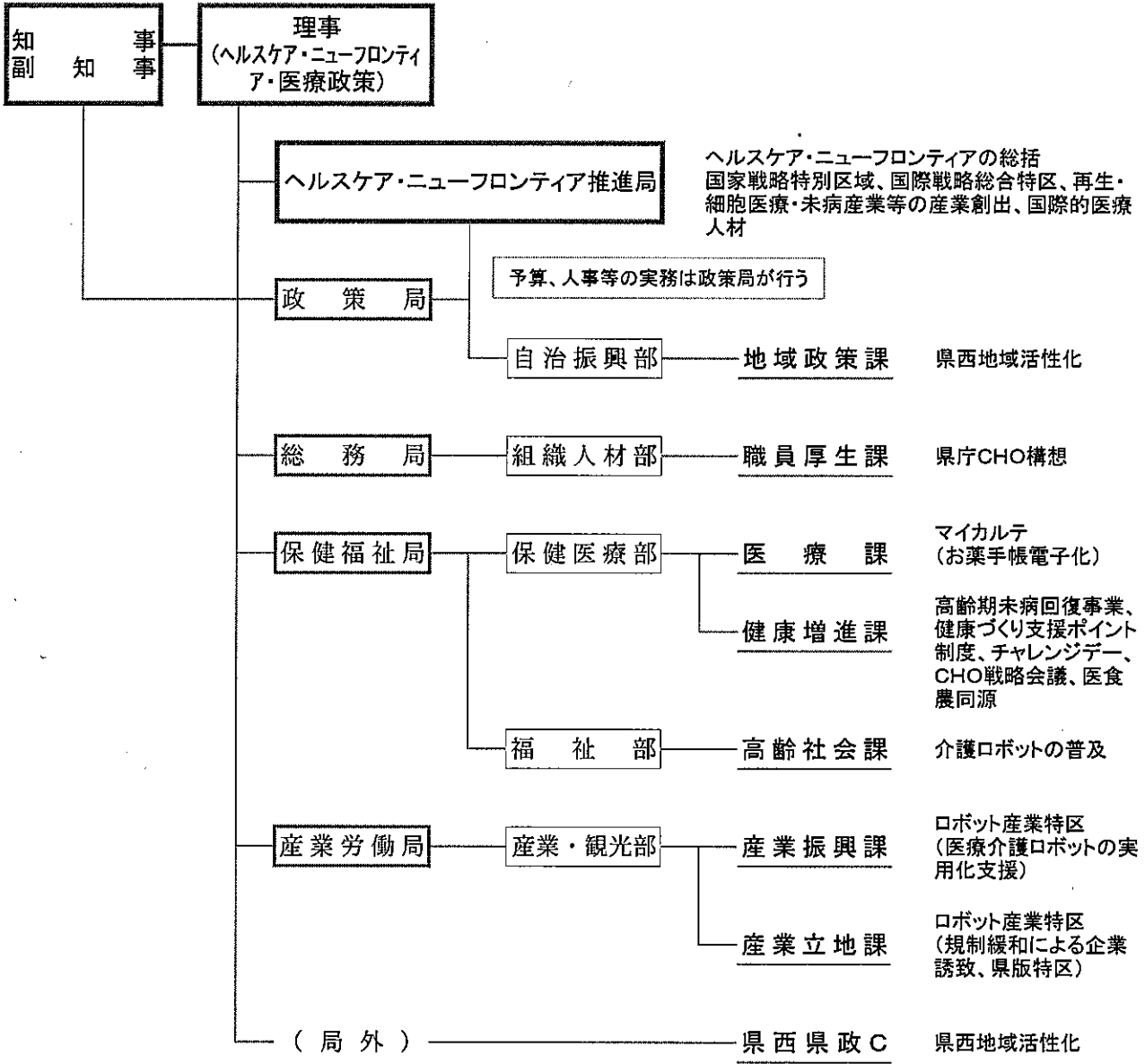
- ア ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- イ 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関すること。
- ウ 国家戦略特別区域に関すること。
- エ 未病産業に関すること。
- オ ヘルスケアICTに関すること。
- カ ライフサイエンス産業の国際戦略に関すること。
- キ 国際的医療人材の養成に関すること。

ヘルスケア・ニューフロンティア推進局

平成26年4月1日設置



ヘルスケア・ニューフロンティア推進の主な関係所属【知事部局】



神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）（抄）

（行政組織の分類）

第2条 前条の行政組織を構成する機関を分類して本庁機関、附属機関、出先機関及び特別な機関とし、各機関の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 本庁機関 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号。以下「局設置条例」という。）により設けられた局、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項に基づき局の下に設けられた室及び部並びに部の下に設けられた課並びに法第171条第5項に基づき設けられた会計局及び会計局の下に設けられた課をいう。
- (2) 附属機関 法令又は附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号。以下「附属機関設置条例」という。）により設けられた機関をいう。
- (3) 出先機関 神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号。以下「行政機関設置条例」という。）により設けられた行政機関（病虫害防除所を除く。）、第1号に掲げる本庁機関及び次号に掲げる特別な機関以外の機関並びに法第244条の2第1項に基づき設置された公の施設（国から経営を委託されたものを含む。）を管理する機関をいう。
- (4) 特別な機関 臨時又は特別の事務で前3号の機関により処理することが適当でないと認められるものを処理するために設けられるプロジェクトチーム及び本部、委員会、審査会等の機関をいう。

（特別な機関）

第80条 知事は、臨時又は特別な事務で本庁機関、附属機関及び出先機関により処理させることが適当でないと認められるものを処理するために必要があると認めるときは、プロジェクトチーム及び本部、委員会、審査会等の特別な機関を設けることができる。

2 前項の規定により設けられる特別な機関の名称、所掌事務、組織並びにその運営に関し必要な事項は、別に定める。

神奈川県ヘルスケア・ニューフロンティア推進局の設置等に関する規則

（平成26年神奈川県規則第41号）（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に関する事務を処理する機関の設置及びその組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に関する事務を処理させるため、神奈川県行政組織規則（昭和31年神奈川県規則第64号）第2条第4号に規定する特別な機関としてヘルスケア・ニューフロンティア推進局（以下「推進局」という。）を置く。

(分掌事務)

第3条 推進局は、次の事務を分掌する。

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区に関すること。
- (3) 国家戦略特別区域に関すること。
- (4) 未病産業に関すること。
- (5) ヘルスケアICTに関すること。
- (6) ライフサイエンス産業の国際戦略に関すること。
- (7) 国際的医療人材の養成に関すること。

(細部組織)

第4条 ヘルスケア・ニューフロンティア推進局長（次条第1項に規定するヘルスケア・ニューフロンティア推進局長をいう。）は、必要と認めるときは、知事の承認を得て、グループ、駐在事務所その他の特別の組織を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 国際戦略の強化について

(1) 経緯

平成25年4月、一般社団法人ライフイノベーション国際協働センター（GCC）が開設した。ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを加速化させるため、GCCを国際戦略強化におけるエンジンと位置付け、海外各地域との連携強化に向けた事業を展開している。

H25. 5 知事米国訪問（GCC同行）

H25. 11 GCCがシンガポールの科学技術研究庁（A*STAR）、国立シンガポール大学（NUS）、国立シンガポール医学大学（NUHS）とライフサイエンス分野での協力に関するMOU（覚書）を締結

H26. 3 国際的医療人材養成シンポジウム（於：横浜シンポジア）開催

H26. 4 吉川副知事シンガポール訪問（GCC同行）

H26. 5 知事米国訪問（GCC同行）

これまで、北米地域（米国）、アジア地域（シンガポール）との連携を展開している。今後は、更なる国際展開を図るため、新たな地域として、欧州地域とも連携を検討する。

(2) 米国訪問（平成26年5月）

ヘルスケア・ニューフロンティアを世界に発信し、国際連携をさらに強化するため、知事がライフサイエンス産業の先進国である米国を訪問した。

今回の訪問では、県と米国東部2州との間でライフサイエンス分野での協力に関するMOU（覚書）を締結したほか、同行した一般社団法人ライフイノベーション国際協働センター（GCC）も、知事の立会いのもと、米国の主要な大学、研究拠点3機関とMOUを締結した。

また、米国の主要な大学や研究機関等を訪問し、代表者や研究者等のキーマンに対し知事が講演を行うなど、ヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを広く発信した。

ア 訪問期間

平成26年5月3日～5月9日

イ ライフサイエンス分野における県と州政府との覚書締結（2州）

- ・メリーランド州
- ・マサチューセッツ州

ウ GCCと米国関係機関との覚書締結（3機関）

- ・ジョンズホプキンス大学
- ・ダナ・ファーバー・がん研究所
- ・米国退役軍人省（VA）パロアルト・ヘルスケアシステム

エ ヘルスケア・ニューフロンティアに関する講演（8機関）

- ・ジョンズホプキンス大学
- ・米国国立衛生研究所（NIH）
- ・米国食品医薬品局（FDA）
- ・国立衛生研究所・先端科学技術移転研究所（NCATS）
- ・戦略国際問題研究所（CSIS）
- ・ダナ・ファーバー・ハーバードがんセンター
- ・スタンフォード大学
- ・米国退役軍人省（VA）パロアルト・ヘルスケアシステム